

中原中也記念館運営協議会要綱

(設置)

第1条 中原中也記念館（以下「記念館」という。）の運営に関し、必要な事項を協議するため、中原中也記念館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、わが国近代詩の歴史に偉大な足跡を残した郷土山口の生んだ詩人、中原中也を顕彰するため、次に掲げる事項を目的として協議する。

- (1) 中原中也の遺品、遺稿、刊行物、作品及びそれらを掲載した新聞、雑誌等の資料の収集並びに保存に関する計画の策定
- (2) 中原中也及び中原中也を中心としたわが国近代詩の研究文献等の収集並びに保存に関する計画の策定
- (3) 第1号の資料及び前号の研究文献等の展示に関する計画の企画並びに監修
- (4) 第1号の資料及び前号の研究文献等の研究者の便宜に供すること
- (5) その他、その目的を達成するため、必要な行事、セミナー、啓蒙活動その他の事業計画の策定

2 市は、協議会で決定された事項は、最大限尊重しなければならない。

(委員)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 中原中也及びわが国近代詩について造詣と識見を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員
- (4) 中原中也の遺族代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員を生じた場合に、その補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

第5条 協議会は、記念館の運営・企画事業に関して協議・検討をするため、別に検討委員会を設置することができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ協議会により指名された委員がその職務を代行するものとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山口市交流創造部文化交流課の職員が行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱する協議会の委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。